

第13次鳥獣保護管理事業計画書

令和4年4月

鳥 取 県

目 次

第一 鳥取県の現状と鳥獣保護管理事業の推進	
1 本県の野生鳥獣の生息環境	1
2 本県の野生鳥獣問題	1
3 本県の狩猟者の状況	1
4 鳥獣保護管理事業の推進方針	1
第二 計画の期間	2
第三 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	
1 鳥獣保護区の指定	
(1) 方針	2
(2) 鳥獣保護区の指定等の計画	3
2 特別保護地区の指定	
(1) 方針	5
(2) 特別保護地区の指定計画	6
3 休猟区の指定	6
4 鳥獣保護区の整備等	
(1) 方針	6
(2) 整備等計画	7
第四 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	
1 鳥獣の人工増殖	7
2 放鳥獣の方針（傷病鳥獣の保護収容後及び錯誤捕獲後の放鳥獣等を除く。）	7
第五 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	
1 鳥獣の区分と保護管理の考え方	
(1) 希少鳥獣	7
(2) 狩猟鳥獣	7
(3) 外来鳥獣等	8
(4) 指定管理鳥獣	8
(5) 一般鳥獣	8
2 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	
(1) 許可しない場合の基本的考え方	8
(2) 許可に当たっての条件の考え方	9
(3) わなの使用に当たっての許可基準	9
(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	9
(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	9
2-1 学術研究を目的とする場合の許可基準	
(1) 学術研究	10
(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）	10
2-2 鳥獣の保護を目的とする場合の許可基準	
(1) 第一種特定計画に基づく鳥獣の保護の目的	11
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	11
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	11
2-3 鳥獣の管理を目的とする場合の許可基準	
(1) 第二種特定計画に基づく鳥獣の数の調整の目的	12
(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的	12
2-4 その他特別の事由による場合の許可基準	
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	17
(2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	17
(3) 鵜飼漁業への利用の目的	17
(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	17
(5) 前各号に掲げるもののほかその他公益上の必要があると認められる目的	18
3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	
3-1 捕獲許可した者への指導	
(1) 捕獲物又は採取物の処理等	18
(2) 従事者の指揮監督	18
(3) 危険の予防	18
(4) 錯誤捕獲の防止	18
3-2 許可権限の市町村長への移譲	18
3-3 鳥獣の飼養登録	19
3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可	
(1) 許可の考え方	19
(2) 許可の条件	19
3-5 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項	19
第六 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	
1 特定猟具使用禁止区域の指定	
(1) 方針	19
(2) 特定猟具（銃器）使用禁止区域の指定計画	20
(3) 特定猟具（銃器）使用禁止区域の指定内訳	20
(4) 特定猟具（わな）使用禁止区域の指定計画	21

2	特定猟具使用制限区域の指定方針	2 1
3	猟区設定のための方針	2 1
4	指定猟法禁止区域	2 2
第七 特定計画の作成に関する事項		
1	特定計画の作成に関する方針	2 2
2	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施	2 2
3	実施計画の作成	2 3
4	計画の評価・見直し	2 3
第八 鳥獣の生息状況の調査に関する事項		
1	基本方針	2 3
2	鳥獣の生態に関する基礎的な調査	
(1)	方針	2 3
(2)	鳥獣生息分布等調査	2 3
(3)	希少鳥獣保護調査	2 3
(4)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉状況調査	2 3
(5)	狩猟鳥獣生息状況調査	2 4
(6)	第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査	2 4
(7)	カワウ生息実態調査	2 4
3	鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査	
(1)	鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査	2 4
(2)	捕獲等情報収集調査	2 4
4	有害鳥獣対策調査	
(1)	方針	2 5
(2)	調査の概要	2 5
第九 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項		
1	鳥獣行政担当職員	
(1)	方針	2 5
(2)	設置計画	2 5
(3)	研修計画	2 5
2	鳥獣保護管理員	
(1)	方針	2 5
(2)	設置計画	2 6
(3)	年間活動計画	2 6
(4)	研修計画	2 6
3	保護及び管理の担い手の育成及び配置	
(1)	方針	2 6
(2)	研修計画	2 6
(3)	狩猟者の育成及び確保のための対策	2 7
(4)	鳥獣捕獲従事者等の育成確保のための対策	2 7
4	鳥獣保護管理の総合的な体制強化	2 7
5	取締り	
(1)	方針	2 7
(2)	年間計画	2 7
第十 その他		
1	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	2 7
2	地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い	2 7
3	狩猟の適正化	2 8
4	傷病鳥獣救護の基本的な対応	
(1)	方針	2 8
(2)	救護体制	2 8
5	油等による汚染に伴う水鳥等の救護	2 8
6	感染症への対応	
(1)	高病原性鳥インフルエンザ	2 8
(2)	豚熱(CSF)、アフリカ豚熱(ASF)	2 9
(3)	その他感染症	2 9
7	普及啓発	
(1)	鳥獣の保護及び管理についての普及等	2 9
(2)	安易な餌付けの防止	3 0
(3)	猟犬の適切な管理	3 0
(4)	野鳥の森等の整備	3 0
(5)	愛鳥モデル校の指定	3 0
(6)	法令の普及徹底	3 1

第一 鳥取県の現状と鳥獣保護管理事業の推進

1 本県の野生鳥獣の生息環境

本県は、豊かな自然に恵まれ、県土に占める林野面積の比率は約 74 パーセントと高く、野生鳥獣の生息に適した環境を多く有している。特に、中国地方最高峰であり多くの鳥獣が生息する大山や、イヌワシ、ヤマネ等の希少な動物の生息する氷ノ山及びラムサール条約登録湿地でありコハクチョウの越冬渡来地の南限である中海は、本県の代表的な野生鳥獣の生息地となっている。

一方で燃料革命以降、薪炭林は放棄され、中山間地域の過疎・高齢化等により耕作放棄地や手入れがされない森林が増加しており、地域の人々の生活や生産活動によって維持されてきた人間と野生鳥獣の生活圏を分けていた里山の自然環境の多くが失われ、境界が曖昧になったため、人間の生活圏への野生鳥獣の出現が常態化しつつある。

2 本県の野生鳥獣問題

本県ではかつてスズメ、野ねずみ類、ノウサギ等の小型、中型鳥獣による農林業被害が大きな問題であったが、近年はイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ等の大型獣類による被害が問題となっている。イノシシは、海岸沿いの一部地域を除く県内全域に分布を拡大し、カラスとともに農作物等に甚大な被害を与えている。ニホンジカは、県東部地域を中心に生息していたが、県中西部においても生息頭数が増加傾向にあり、農林作物被害のみならず森林植生の衰退等の甚大な被害が発生している。ツキノワグマは、以前は県東部の山間部でしか確認されておらず、絶滅が危惧されていたが、狩猟の自粛・禁止等保護を進めた結果、生息数、分布ともに増加、拡大傾向であり、近年は集落周辺での出没情報も増加傾向で、令和元年、2年と2年連続で人身被害も発生するなど人間社会との軋れきが大きく増加した。また、近年、内水面漁業被害としてカワウ等による水産有用種（アユなど）の食害が発生している。

加えて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）で、特定外来生物に指定されているヌートリア、アライグマが分布を拡大しており、ヌートリアは県内のほぼ全域で確認され、アライグマは県東部地域を中心に分布を拡大、県中西部での捕獲事例もある。更に、近年、ハクビシンの確認が県東部を中心に増加しており、今後ますます外来種による生活環境、農作物、生態系への被害増加が懸念される。

3 本県の狩猟者の状況

狩猟は、趣味や肉等の資源利用としての側面だけでなく、鳥獣の個体数調整の手段として鳥獣被害防止に重要な役割を果たしている。レジャーの多様化、猟銃所持規制の強化等により狩猟者は減少傾向にあったが、近年は狩猟免許所持者は回復傾向にある。令和 2 年度の県内の狩猟免許所持者はのべ 2,409 人であり、このうち実際に狩猟者登録したのはのべ 1,622 人となっている。その多くはわな猟登録者であり、第一種銃猟者（装薬銃）は減少している。また、狩猟免許所持者のうち 60 歳以上の割合は引き続き 60%を超えている。ニホンジカなど大型獣類による被害防止には当面捕獲圧を高めることが必要であることから、狩猟者の育成・確保、地域ぐるみでの取組及び隣接地域との連携の推進を図るとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく鳥獣被害対策実施隊等の新たな捕獲体制を検討して、鳥獣の個体数調整の担い手の確保を図る必要がある。

なお、違法な捕獲や、狩猟での違反も依然としてみられ、全国では有害捕獲時等で銃やわなによる事故も発生していることから、本県でも猟具の使用による事故の予防等の狩猟の適正化を図ることが求められている。

4 鳥獣保護管理事業の推進方針

野生鳥獣の保護や、その対策の実施に当たっては、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）に留意しつつ、鳥獣の保護及び管理は生物の多様性に関する条約第 15 回締約国会議で採択される次期愛知目標の達成に向けての重要な要素であることを認識するとともに鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等との連携や、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）を踏まえた活動等を、推進することが重要である。

鳥獣保護管理事業は、国際的、全国的、地域的にそれぞれの視点で関係者間の合意形成を図りながら、野生鳥獣の種及び地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生

態系への被害防止を基本とし、市町村や関係団体等との連携の下、実施していく必要がある。また、鳥獣の保護及び管理は、原因と結果の因果関係を明確にしがたい不確実性を有する自然を対象に取り扱うものである。そのため、鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、科学的かつ計画的な目標の設定を行い、事業計画等を順応的に適宜見直すことが重要である。

多様な主体の参加と連携を通じて鳥獣保護区の管理及び第二種特定鳥獣管理計画（以下「第二種特定計画」という。）の実施等を充実、実効性を高め、併せて狩猟の適正化を一層推進し、生物多様性の確保及び生活環境の保全、さらには農林水産業の健全な発展及び地域の活性化に寄与するとともに、野生鳥獣と人との軋れきを軽減して共存し、自然豊かな郷土を後世まで伝えることを目的に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第 4 条の規定に基づき、第 13 次鳥獣保護管理事業計画（以下「本計画」という。）を定める。

第二 計画の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

第三 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

本県では、野生鳥獣の保護繁殖を図るために、野生鳥獣の生息に適した区域の鳥獣保護区への指定を推進した結果、令和 3 年度末現在、国指定 5,981 ヘクタール、県指定 18,977 ヘクタール、合計 24,958 ヘクタールが鳥獣保護区に指定されており、鳥獣保護区は、県土面積の約 7 パーセントを占めることになる。

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止し、その安定した生存を確保するとともに多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することで鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

指定に当たっては環境大臣が指定する計画との連携を図るとともに、鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は原則 10 年とし、地域の自然的、社会的状況の変化に応じて随時存続期間の見直しを行う。

鳥獣保護区の指定、更新及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域を指定するとともに、地域全体の生物多様性保全の観点より県内に偏りなく配置されるよう配慮する。

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であっても、鳥獣の保護上重要な地域はできる限り鳥獣保護区に包含するようするとともに、鳥獣保護管理法第 35 条第 1 項に基づく特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連動するよう努める。

市街地の周辺で、都市環境の改善等のために鳥獣の誘致を図る場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても指定に努める。

また、地域の実情に応じて自然とのふれあいの場や、鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するための鳥獣保護区の指定にも努める。

生息地が分断された鳥獣の保護を図るために、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等で鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することで、鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域について鳥獣保護区の指定を検討していくこととする。

鳥獣保護区やその周辺地域において、農林業被害の防止を図る必要がある場合、必要に応じて第二種特定計画を策定した対象狩猟鳥獣を除く捕獲等禁止区域の設定（鳥獣保護管理法第 12 条第 2 項）や対象狩猟鳥獣の捕獲等許可（鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項）等の既存制度を活用した鳥獣保護区指定の見直しを検討する。

②指定区分ごとの方針

鳥獣保護区の指定に当たっては、以下の6区分に従うものとする。

1) 森林鳥獣生息地の保護区

主に森林に生息する鳥獣の保護を図るための保護区。地域における生物多様性の確保に資するよう低山帯から高山帯まで配置するように努めるものとする。多様な鳥獣が生息する地域又は鳥獣の生息密度の高い地域のうち、天然林など林相地形が変化に富む地域、溪流や沼沢を含む地域、餌となる動植物が豊富な地域を指定するものとするが、今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

2) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類の保護を図るための保護区。これら鳥獣の渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち、現在、渡来する鳥類の種又は個体数の多い地域や、かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられる地域を指定するものとする。指定に当たっては、採餌や休息の場又はねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含めることとする。

3) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るための保護区。島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち、特に必要な地域を指定するものとする。

4) 希少鳥獣生息地の保護区

絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（以下、「環境省が作成したレッドリスト」という。）の絶滅危惧ⅠA・ⅠB類若しくはⅡ類に該当する鳥獣又は絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト（以下、「本県が作成したレッドリスト」という。）で絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類に該当する鳥獣、その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これら鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区として指定するものとする。

5) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域、又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち、特に必要な地域について、生息地回廊の保護区として指定するものとする。

6) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊における鳥獣の生息地、生息環境の整備等により生息状況の改善が見込まれる場所であって、鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域、又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定するものとする。

(2) 鳥獣保護区の指定等の計画

既設の県指定鳥獣保護区20箇所のうち15箇所、面積では76%にあたる14,349haが期間満了となる。これら鳥獣保護区はいずれも野生鳥獣の生息に適した地域であることから、積極的に期間の更新を計画する。

また、オオタカの生息が確認されている大山町豊房地内の清水原特定猟具（銃器）使用禁止区域周辺地域について、希少鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の指定を検討する。

(第1表)

区 分	既指定鳥 獣保護区	本計画期間に解除又は期間満了となる 鳥獣保護区						本計画期間に指定を検討する鳥獣保護区						計 期中 増 減 (予定)	計画終了 時の鳥獣 保護区 (予定)	
		4年度	5	6	7	8	計	4年度	5	6	7	8	計			
森林鳥 獣生息 地	箇所	12箇所	4	3	2	1		10	4	3	2	1		10		12箇所
	面積	16,208ha	6,966	1,331	4,735	126		13,158	6,966	1,331	4,735	126		13,158		16,208ha
集団渡 来地	箇所	3箇所					1	1					1	1		3箇所
	面積	2,218ha					641	641					641	641		2,218ha
集団 繁殖地	箇所	0箇所														0箇所
	面積	0ha														0ha
希少鳥 獣生息 地	箇所	1箇所		1				1		2				2	1	2箇所
	面積	303ha		303				303		407				407	104	407ha
身近な 鳥獣生 息地	箇所	4箇所	1	2				3	1	2				3		4箇所
	面積	248ha	235	12				247	235	12				247		248ha
合計	箇所	20箇所	5	6	2	1	1	15	5	6	2	1	1	16	1	21箇所
	面積	18,977ha	7,201	1,646	4,735	126	641	14,349	7,201	1,750	4,735	126	641	14,453	104	19,081ha

①鳥獣保護区の新規指定を検討する区域

清水原特定猟具（銃器）使用禁止区域周辺地域について鳥獣保護区の指定を検討する。

(第2表)

年 度	指定所在地	指定区分	予定名称	指定面 積	指定期間	備 考
令和5年度	大山町豊房地内	希少鳥獣生息 地の保護区	大山オオタカの森 鳥獣保護区	104ha	10年	特定猟具（銃器）使用禁 止区域から移行
合 計			1箇所	104ha		

②既指定鳥獣保護区の更新を検討する区域

本計画期間中に期間満了となる鳥獣保護区は、積極的に期間の更新を計画する。

(第3表)

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	区分	指定期間	備 考
令和4年度	森林鳥獣生息地の保護区	扇ノ山	期間更新	令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで	
		氷ノ山	期間更新	令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで	
		芦津	期間更新	令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで	
		沢川	期間更新	令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで	
	身近な鳥獣生息地の保護区	布勢桂見	期間更新	令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで	
	計	5箇所			
令和5年度	森林鳥獣生息地の保護区	鷲峰山	期間更新	令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで	

令和5年度	森林鳥獣生息地の保護区	三徳山	期間更新	令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで		
		鶉ノ池	期間更新	令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで		
	希少鳥獣生息地の保護区	高鉢山	期間更新	令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで		
	身近な鳥獣生息地の保護区	若桜	期間更新	令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで		
		智頭	期間更新	令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで		
計		6箇所				
令和6年度	森林鳥獣生息地の保護区	日南湖	期間更新	令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで		
		道後山	期間更新	令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで		
	計		2箇所			
令和7年度	森林鳥獣生息地の保護区	打吹山	期間更新	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで		
	計		1箇所			
令和8年度	集団渡来地の保護区	千代川	期間更新	令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで		
	計		1箇所			
	合計			15箇所		

2 特別保護地区の指定

(1)方針

①指定に関する方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は重要であることから、鳥獣保護区内において、次項の保護区の区分に従い特別保護地区及び同地区内に鳥獣保護管理法第29条第7項第4号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）の指定を進めるものとする。なお、指定に当たっては、環境大臣が指定する計画との連携を図る

特に良好な生息環境の確保が求められる集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成を基本として、全箇所について特別保護地区の指定の可能性について検討する。

なお、特別保護地区の指定に当たっては、その指定の期間は、その特別保護地区を含む鳥獣保護区の指定期間に一致させる。

②指定区分ごとの方針

1)森林鳥獣生息地の特別保護地区

森林鳥獣生息地の鳥獣保護区内で、特に生息環境の保全上重要な中核的地区となっている区域を指定することとする。

2)集団渡来地の特別保護地区

集団渡来地の鳥獣保護区内で、渡来する鳥獣の採餌場所又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するように努めるものとする。

3)集団繁殖地の特別保護地区

集団繁殖地の鳥獣保護区内で保護対象となる鳥類、コウモリ類等の繁殖を確保するために必要と認められる中核的地区について指定するように努めるものとする。

4)希少鳥獣生息地の特別保護地区

希少鳥獣生息地の鳥獣保護区内で、保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を出来る限り広範囲に指定するように努めるものとする。

5)生息地回廊の特別保護地区

生息地回廊の鳥獣保護区内で、保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するように努めるものとする。

6) 身近な鳥獣生息地の特別保護地区

身近な鳥獣生息地の鳥獣保護区内で、鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するものとする。

(2) 特別保護地区の指定計画

特別保護地区は、現在、3か所で376ヘクタールを指定しており、既指定鳥獣保護区(18,977ヘクタール)の約1.9%となっている。

なお、3か所の特別保護地区は、全て森林鳥獣生息地の鳥獣保護区内である。

本計画期間中に期間満了となる芦津、三徳山鳥獣保護区特別保護地区は積極的に再指定を計画する。

(第4表)

区 分		既 指 定 特 別 保 護 区	本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)					本計画期間に指定を検討する特別保護地区(再指定も含む)					計 画 期 間 中 の 増 減 (予定)	計 画 終 了 時 の 特 別 保 護 区 (予定)
			4年度	5	6	7	8	計	4年度	5	6	7		
森林鳥獣生息地	箇 所	3	1	1			2	1	1			2	0	3
	面 積 (ha)	376	267	50			317	267	50			317	0	376
計	箇 所	3	1	1			2	1	1			2	0	3
	面 積 (ha)	376	267	50			317	267	50			317	0	376

<本計画期間中に再指定を検討する区域>

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		備 考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	
令和4年度	森林鳥獣生息地	芦津鳥獣保護区	2,428ha	令和4年11月1日より 令和14年10月31日まで	267ha	令和4年11月1日より 令和14年10月31日まで	再指定
令和5年度	森林鳥獣生息地	三徳山鳥獣保護区	365ha	令和5年11月1日より 令和15年10月31日まで	50ha	令和5年11月1日より 令和15年10月31日まで	再指定
合 計		2箇所	2,793ha		317ha		

3 休猟区の指定

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している区域において、狩猟者の入込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。また、休猟区の指定に当たっては、狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮するものとする。

なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとし、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、休猟区においても、特定計画が定められた特定鳥獣については、狩猟を行うことができる特例制度(以下「特例休猟区」という。)の活用を進めるものとする。

指定期間は3か年以内とする。特例休猟区の指定期間についても、同様とする。

なお、現時点で本県においては、休猟区の指定箇所は無い。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

① 管理施設の設置

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識の設置又は更新を行う。また、必要に応じて案内板等の整備も検討する。

②観察等利用施設の整備

鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から鳥獣の保護上支障のない範囲で観察路等の整備を検討する。

③調査、巡視等管理

鳥獣保護管理員等が巡視を行い適正管理に努めるとともに、保護区内の鳥獣の生息状況や環境条件の変化等の把握に努める。

④保全事業の実施

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

(2)整備等計画

県内には、約 600 本余りの標識、案内板が設置されている。自然保護監視員の巡視により状況の確認を行い、劣化等により更新が必要なものについては、順次更新を行っていく。

第四 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、本県が作成したレッドリストで絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類に該当する鳥獣、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で特定希少野生動植物及び希少野生動植物に指定されている鳥獣、その他の絶滅のおそれのある鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護を図る必要のあるものについては、環境省による「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」等に沿って、必要に応じてその人工増殖の可能性を検討するものとするが、現時点で県内においてはその対象となる種はない。

2 放鳥獣の方針（傷病鳥獣の保護収容後及び錯誤捕獲後の放鳥獣等を除く。）

放鳥獣については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、特に必要のある場合を除き、行わない。

第五 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1)希少鳥獣

①対象種

鳥獣保護管理法第2条第4項に基づき環境大臣が定めるもののほか、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類・Ⅱ類に該当する鳥獣及び絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、鳥取県が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類に該当する鳥獣、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で特定希少野生動植物及び希少野生動植物に指定されている鳥獣とする。

②保護及び管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護及び管理のため、生息調査等により生息状況や生息環境の把握に努め、必要に応じて鳥獣保護区の指定等を行い、種及び地域個体群の存続を図る。また、特定希少野生動植物については必要に応じて保護管理事業計画に基づく保全事業等を行い、種及び地域個体群の保護を図るものとする。

(2)狩猟鳥獣

①対象種

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第3条に規定されている鳥獣とする。

②保護及び管理の考え方

1)イノシシ及びニホンジカについては、第二種特定計画を策定し、県下全域において狩猟期間の延長等の狩猟規制の緩和を実施して、生物多様性に留意しながら、個体数の削減を図る。

2) ツキノワグマについては、第二種特定計画を策定し、狩猟を一部再開するとともに有害捕獲の基準を定めて個体群の維持を図りつつ、生息状況に応じた対応で人身被害等の防止対策を推進する。

(3) 外来鳥獣等

① 対象種

本来、本県に生息しておらず、人為的に本県に導入された鳥獣あるいは人為的に日本に持ち込まれた後、本県に分布を拡大した種とする。

② 管理の考え方

生息状況や生息環境の情報収集に努めるものとする。

また、外来生物法に基づき、特定外来生物に指定されているヌートリア、アライグマ等については、狩猟、有害鳥獣捕獲及び外来生物法に基づく防除実施計画による捕獲を推進し、被害の防止を図る。

(4) 指定管理鳥獣

① 対象種

指定管理鳥獣は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く。）として、鳥獣保護管理法第2条第5項に基づき環境大臣が定めるものとする。

② 管理の考え方

指定管理鳥獣の管理に当たっては、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を積極的に推進するものとする。

県内における指定管理鳥獣の生息状況、被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、第二種特定計画に基づく指定管理鳥獣等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するよう努めるものとする。

また、生息分布域に関する調査や個体数推定等を実施して、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村が実施する被害防止のための捕獲対策との整合が図られるよう生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

(5) 一般鳥獣

① 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

生息調査等により生息状況等の把握に努めることとし、分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じて希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じるものとする。

2 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

捕獲許可に当たっては、鳥獣保護管理法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可しなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可をしないものとする。

① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがあるなど鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

③ 第二種特定計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。

④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

なお、鳥獣保護管理法においては、個人又は法人（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切か

つ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人をいう。以下同じ。)のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意する。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法並びに猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

① わなの構造に関する基準

1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合

ア イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。ツキノワグマの錯誤捕獲が発生しないよう努めるとともに、万一、錯誤捕獲が発生した場合は、市町村に報告し、原則、速やかに放獣するものとする。

2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長が12センチメートルを超えないもの、衝撃緩衝器具を装着したもの、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

3) ツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合

原則、はこわなに限る。

② 標識の装着に関する考え方

鳥獣保護管理法第9条第12項に基づく標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は、特に慎重に取り扱う。継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。

種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

2-1 学術研究を目的とする場合の許可基準

(1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 研究の目的及び内容

次の1)から4)のいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、獣医学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的なものである場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性又は生理等に関する研究であること。

また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。

4) 研究により得られた成果が、原則として、学会又は学術誌等により一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、獣医学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はその者から依頼を受けた者

③ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究等を目的とする場合は、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。

④ 期間

1年以内

⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

⑥ 方法

次に掲げる条件に適合するものとする。

1) 鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。

2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

⑦ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められる数であること。

2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

3) 電波発信器、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信器を装着する場合には、原則として、必要期間経過後、短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合（環境省が許可しているものを除く。））

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

②鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては鳥類各種各 2,000 羽以内、当該調査を主たる業務としてはいないが、3年以上継続して当該調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては同各 1,000 羽以内、その他の者においては同各 500 羽以内。ただし、特に必要と認められる種については、この限りでない。

③期間

1 年以内

④区域

原則として、規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤方法

原則として、網、わな又は手捕とする。

⑥捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合の許可基準

(1) 第一種特定計画に基づく鳥獣の保護の目的

①許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

②鳥獣の種類・数

第一種特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

③期間

第一種特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。

④区域

第一種特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

①許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

②鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。

③期間

1 年以内。

④区域

申請者の職務上必要な区域。

⑤方法

禁止猟法は認めない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

①許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

②鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。

- ③期間
1年以内。
- ④区域
必要と認められる区域。
- ⑤方法
禁止猟法は認めない。

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合の許可基準

(1) 第二種特定計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

① 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の1)から4)の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

- 1) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
- 2) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
- 3) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
- 4) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

② 鳥獣の種類・数

第二種特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）。

③ 期間

第二種特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とする。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定計画の内容を踏まえ適切に対応する。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮する。

④ 区域

第二種特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とする。

⑤ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

① 被害の防止を目的とする捕獲の基本的考え方

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（本項において「被害」という。）の防止の目的の許可においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（本項において「予察」という。）についても許可する。

被害の防止を目的とする捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

なお、第一種特定計画を策定している鳥獣又は保護の必要性が高い鳥獣に係る捕獲許可については、慎重に取り扱うものとする。

また、アライグマやヌートリアなどの外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な捕獲を図るものとする。

捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護又は管理との両立を図るため、総合的で効

果的な防除方法や狩猟を含む個体群管理等の鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策を講じるよう努めるものとする。

1) 鳥獣による被害状況

野生鳥獣による農作物等への被害額は、令和2年度は95百万円と前年の73百万円から約22百万円増加した。イノシシ被害は県下全域で発生しており、被害額は72百万円と前年より増加したが、侵入防止柵を設置したほ場では被害が減少した。

ニホンジカによる被害は、平成22年度の約61百万円をピークに減少に転じたが、主な生息域である県東部から県中・西部への急速な生息域拡大及び被害増加が懸念されている。ツキノワグマによる被害は、主に県東部における梨、柿等の食害、枝折れ等が報告されており、農耕地及び人家周辺等への出没に伴い、平成28年度4件、令和元年度2件、令和2年度2件と2年連続して人身被害が発生する等、ツキノワグマ出没が地域社会へ与える影響は深刻な状況にある。

2) 被害防除対策

イノシシやニホンジカ等による農林水産業被害を軽減するため、被害防止技術の実証・普及、人材育成、鳥獣被害情報の収集・提供等に取り組むとともに、侵入を防ぐ対策（侵入防止柵の導入等）、個体数を減らす対策（捕獲奨励金等）、周辺環境整備対策（緩衝帯の整備・誘引物除去等）を柱に被害防止施策を展開している。各対策実施に当たっては、鳥獣被害防止特措法第4条に基づき市町村が作成する鳥獣被害防止計画との整合性を図りながら市町村、農業従事者等の地域住民、農業関係団体等の地域の合意形成を推進し、地域ぐるみの総合的な被害防除対策の実施を目指す。

なお、ニホンジカについては、生息域拡大に伴う農林業被害及び生態系被害が顕著となってきたため、捕獲強化対策として兵庫県・岡山県合同でのシカ捕獲強化月間の設定や主な生息域である奥山地域を中心とした指定管理鳥獣等捕獲事業の実施により、生息域拡大及び被害の防止を図っている。

また、近年、カワウによる放流アユ等の食害が発生しているため、被害情報の収集体制や効率的な被害防除対策を検討するため、国や近隣県、県関係部局が連携して被害防除・生息調査・捕獲等の総合的な被害対策の実施に取り組んでいる。

【参考】鳥獣による農林水産被害金額 (単位：千円)

区分	H28	H29	H30	R元	R2
イノシシ	69,232	51,015	67,696	58,167	72,570
ヌートリア	1,230	673	664	166	267
クマ	6,830	1,248	3,590	5,076	3,891
シカ	2,368	3,017	4,034	3,430	5,017
その他獣類	6,951	4,989	1,371	3,486	2,926
獣類計	86,611	61,177	77,819	70,325	84,671
カラス	2,606	1,723	2,663	3,051	9,899
その他鳥類	685	422	117	40	8
鳥類計	3,291	2,145	2,780	3,091	9,907
合計	89,902	63,322	80,599	73,416	94,578

注 その他鳥類にはカワウは含まれない。

カワウ県内全域におけるアユ捕食被害の推計値（水産課試算）

H22～24年度調査およそ3,600万円／年、H29～令和元年度調査およそ3,400万円／年

②鳥獣による被害発生予察表の作成

1) 予察表

(第6表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
イノシシ	水稲、果樹、野菜、筍他	←														→	県下全域

④被害の防止を目的とする捕獲についての許可基準の設定

1) 許可基準

ア 許可対象者

原則として、被害等（予察を含む）を受けた者又は被害等（予察を含む）を受けた者から依頼を受けた者とし、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあっては第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次のア)からエ)のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者として許可することができるものとする。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、被害の防止を目的として捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。さらに、捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による捕獲の方法を適切に選択するよう指導するものとする。

ア) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

a 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合

b 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

イ) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

ロ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

エ) 法人に対する許可であって、以下の a から d の条件を全て満たす場合

a 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

b 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること

c 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

d 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

イ 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）であること。

ウ 期間

原則として、被害等が生じている時期又は予防できる時期のうち、安全かつ効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期とする。

ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。また、捕獲の対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

エ 区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。

捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、希少鳥獣生息地、集団渡来地、集団繁殖地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

オ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、捕獲対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況にお

いて使用する場合については、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

カ その他

ア) 第二種特定計画との関係

イノシシ、ニホンジカを管理の目的で捕獲する場合については、第二種特定計画に基づく数の調整としての捕獲として取り扱うことを検討するが、被害の防止の目的として捕獲する場合においても、第二種特定計画における捕獲目標数との整合性を図るものとする。

また、ツキノワグマの被害が生じている場合には、第二種特定計画のゾーニング管理に基づき、被害の防止を目的とした捕獲許可を認める。

イ) 被害防除対策との関係

原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りではない。

ウ) 被害がまれである又は従来 of 許可実績が僅少な種の取り扱い

全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、又は従来 of 許可実績もごく僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定めた上で許可する。

⑤被害の防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する捕獲許可制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。

特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止措置法に基づく市町村の被害防止計画との整合性を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

1) 捕獲班等の編成

イノシシ、ニホンジカ等の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲班（有害鳥獣捕獲を目的として編成された班をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するとともに、鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導するものとする。

また、狩猟免許所持者のうち60才以上の割合が引き続き60%を超えていることから、従来の取組に加え、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組等を検討するものとする。捕獲班員の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動可能な者等を班員として選定するよう指導し、捕獲班や鳥獣被害対策実施隊等において指導を行う者の確保に当たっては、環境省等の鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材の確保等のための制度や研修会等の積極的な活用を図るものとする。

なお、当該市町村内での捕獲班の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲班を編成することとし、その実施者の養成と確保に努めるよう関係市町村に助言するものとする。

2) 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、県鳥獣行政部局と農林水産行政部局等の関係部局や森林管理局、地方農政局及び環境省地方環境事務所等との連携強化に努めるとともに、関係地域において市町村、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう助言するものとする。

3) 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の県民への周知等、的確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言するものとする。

2-4 その他特別の事由による場合の許可基準

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

① 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭、個）。

③ 期間

6か月以内。

④ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

禁止猟法は認めない。

(2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

① 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽、個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は、放鳥予定地の個体とする。

③ 期間

6か月以内。

④ 区域

県内の区域住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）とする。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑤ 方法

網、わな又は手捕。

(3) 鶺鴒飼養への利用の目的

① 許可対象者

鶺鴒飼養者又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の種類・数

ウミウ又はカワウ。鶺鴒飼養への利用の目的を達成するために必要な数（羽、個）。

③ 期間

6か月以内。

④ 区域

規則第7条第1項第6号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

手捕。

(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

① 許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。

② 鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。

③ 期間

30日以内。

④ 区域

規則第7条1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤方法

禁止猟法は認めない。

(5) 前各号に掲げるもののほかその他公益上の必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて、個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

3-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような方法で埋設するなど適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する

豚熱(CSF)等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにするものとする。特に、ツキノワグマについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標(製品タグ)の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体については、原則として所有及び活用はできないこと、原則として放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は鳥獣保護管理法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに従事者の台帳を整備するよう、十分に指導するものとする。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせる。

(4) 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底するとともに、わなの形状、餌による誘引の方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。ツキノワグマの生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合は、ツキノワグマの出没状況を確認しながらわなを使用すること及びツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制の整備及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。

3-2 許可権限の市町村長への移譲

都道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、対象とする市町村や種を限定した上で、条例又は鳥獣被害防止特措法に基づいて、適切に市町村長に移譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努める。

なお、知事の権限に属する事務のうち、鳥獣の捕獲等の許可(被害の防止を目的とするものに限る。)は、一部の鳥獣を除き、市町村長に権限を移譲している。

ツキノワグマについては、一部の市町に権限の移譲がなされているが、その行動範囲から広域

的な視点で保護管理を行う必要があるため、権限を移譲した市町村長に対して、第二種特定計画に従った適切な保護管理が行われるよう助言するものとする。

3-3 鳥獣の飼養登録

鳥獣保護管理法第9条第1項による許可を受けて捕獲した鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣（採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む）を飼養しようとする者は、登録を受けなければならないこととなっている。

なお、愛玩飼養を目的とする場合は、鳥獣保護管理法第9条第1項による捕獲許可については行わないものとしている。

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以上をふまえ、鳥類の飼養が適正に行われるよう以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理を行うものとする。

- (1)登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環装着）を照合し確認した上で行うこと。
 - (2)平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等に関する高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
 - (3)装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみ行う。
 - (4)愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養をする等の不正な飼養が行われないう留意すること。
- また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養も禁止されているので、不正な飼養が行われないう適正な管理に努める。

3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1)許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①、②のいずれにも該当する場合に許可する。

- ①販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ②捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2)許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

オオタカ等の販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

3-5 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、被害の防止の目的とする捕獲許可のほか、鳥獣保護管理法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、鳥獣保護管理法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

第六 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1)方針

特定猟具使用禁止区域は、特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、地域関係者の意向をもとに市街地等の事故発生のおそれのある以下の区域について、必要に応じて指定するものとする。

- ① 銃猟に伴う危険を予防する必要がある地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持する必要がある地区

鳥獣保護管理法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地)

③ わな猟に伴う危険を予防する必要がある地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所等、わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定計画

本計画期間中には、既指定の特定猟具(銃器)使用禁止区域 75 箇所中 43 箇所、面積では 55% にあたる 6,486ha が期間満了となるが、その指定理由を考慮して全箇所の更新を計画する。

(第8表)

	既指定 特定猟具 使用禁止 区域	本計画期間に廃止または期間満了により 消滅する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に指定する特定猟具使用禁止 区域						計 期間 増減 (予定)	計画終 了時の 特定猟具 使用禁 止区域 (予定)
		4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	計	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	計		
箇所	75	13	5	15	4	6	43	13	5	15	4	6	43	0	75
面積 (ha)	11,749	2,257	304	2,789	442	695	6,486	2,257	304	2,789	442	695	6,486	0	11,749

(3) 特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定内訳

令和4年度から令和8年度までそれぞれ13、5、15、4、6箇所を期間満了に伴い更新を計画する。

(第9表)

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域(予定)					年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域(予定)				
	特定猟具 使用禁止 区域指定 所在地	特定猟具 使用禁止 区域名称	指定 面積 (ha)	指定期間	備考		特定猟具 使用禁止 区域指定 所在地	特定猟具 使用禁止 区域名称	指定 面積 (ha)	指定期間	備考
令和 4 年 度	鳥取市	日光池	39	R4.11.1~ R14.10.31	再指定	令和 6 年 度	倉吉市	新興	133	R6.11.1~ R16.10.31	再指定
	三朝町	三朝	11	R4.11.1~ R14.10.31	再指定		岩美町	本庄堤	21	R6.11.1~ R16.10.31	再指定
	日南町	三本松	39	R4.11.1~ R14.10.31	再指定		鳥取市	玉津	39	R6.11.1~ R16.10.31	再指定
	北栄町	由良川右岸 砂丘地域	355	R4.11.1~ R14.10.31	再指定		倉吉市	宮谷頭堤	0.3	R6.11.1~ R16.10.31	再指定
	伯耆町	三部野	360	R4.11.1~ R14.10.31	再指定		米子市	妻木晩田	285	R6.11.1~ R16.10.31	再指定
	琴浦町	東伯	1179	R4.11.1~ R14.10.31	再指定		米子市	浅山	151	R6.11.1~ R16.10.31	再指定
	倉吉市	小鴨川	50	R4.11.1~ R14.10.31	再指定		米子市	彦名干拓地	146	R6.11.1~ R16.10.31	再指定
	日南町	福塚	37	R4.11.1~ R14.10.31	再指定		境港市	中海干拓地	146	R6.11.1~ R16.10.31	再指定
	日南町	笠木	15	R4.11.1~ R14.10.31	再指定		米子市	小清水	0.1	R6.11.1~ R16.10.31	再指定

	日南町	阿毘縁	21	R4. 11. 1～ R14. 10. 31	再指定		境港市	池ノ谷池	0. 1	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	再指定	
	大山町	清水原	104	R4. 11. 1～ R14. 10. 31	再指定		計	15 箇所	2788. 5			
	倉吉市	津原	13	R4. 11. 1～ R14. 10. 31	再指定		令和 7 年度	鳥取市	水尻池	32	R7. 11. 1～ R17. 10. 31	再指定
	境港市	港町2区3 区4区内	34	R4. 11. 1～ R14. 10. 31	再指定			三朝町	三朝高原	65	R7. 11. 1～ R17. 10. 31	再指定
	計	13 箇所	2, 257					倉吉市	天神川	323	R7. 11. 1～ R17. 10. 31	再指定
令和 5 年度	倉吉市 湯梨浜町	大平山	117	R5. 11. 1～ R15. 10. 31	再指定	米子市		佐陀川	22	R7. 11. 1～ R17. 10. 31	再指定	
	倉吉市	国府新堤	0. 2	R5. 11. 1～ R15. 10. 31	再指定	計		4 箇所	442			
	大山町	報国	91	R5. 11. 1～ R15. 10. 31	再指定	令和 8 年度	岩美町	本庄	25	R8. 11. 1～ R18. 10. 31	再指定	
	倉吉市	農大	19	R5. 11. 1～ R15. 10. 31	再指定		北栄町	糠塚	245	R8. 11. 1～ R18. 10. 31	再指定	
	倉吉市	金谷	77	R5. 11. 1～ R15. 10. 31	再指定		米子市	日野川	200	R8. 11. 1～ R18. 10. 31	再指定	
	計	5 箇所	304. 2				岩美町	浦富	74	R8. 11. 1～ R18. 10. 31	再指定	
令和 6 年度	鳥取市	上野	368	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	再指定		鳥取市	浜村川	70. 9	R8. 11. 1～ R18. 10. 31	再指定	
	鳥取市	千代川	360	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	再指定		大山町	阿弥陀川	79. 7	R8. 11. 1～ R18. 10. 31	再指定	
	八頭町	郡家船岡八 東川	595	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	再指定	計	6 箇所	694. 6				
	八頭町	八東川	510	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	再指定	合計		43 箇所	6486. 3			
	鳥取市	佐治川ダム	34	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	再指定							

(4) 特定猟具(わな)使用禁止区域の指定計画

本県では既指定地はなく、本計画期間中の新規指定計画はないが、市町村等の要望に応じて適宜対応していく。

2 特定猟具使用制限区域の指定方針

特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することとする。

とりわけ休猟区解除後の区域について、狩猟者の集中的入猟が予想されるため、人身や財産に対する危険防止の観点から当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するよう努めるものとするが、現在、本県においては休猟区の指定はなく、特定猟具使用制限区域の指定もない。

3 猟区設定のための方針

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備拡大を図るため、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮する。

- (1) 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認める。
- (2) 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。
- (3) 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。
- (4) 第二種特定計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。

4 指定猟法禁止区域

指定猟法禁止区域は、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法を「指定猟法」と定め、当該猟法による鳥獣の捕獲等を禁止する区域を指定するものである。この趣旨に沿って鉛製散弾による水鳥の中毒事故を防止するために平成13年度に4箇所、平成14年度に1箇所の鉛散弾規制地域を指定し、平成18年度中に指定猟法禁止区域（鉛散弾銃猟）に移行した。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外のわな、銃を用いた捕獲等の猟法であっても、地域の鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報・分析を行い、関係機関等と調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(第10表)

区域名	面積 (ha)	指定年次	指定猟法禁止区域への移行	備考
乗越池指定猟法禁止区域	0.7	平成13年10月	平成19年3月	鉛製散弾使用禁止区域から移行
千倉奥堤指定猟法禁止区域	0.5	平成13年10月	平成19年3月	鉛製散弾使用禁止区域から移行
国府川指定猟法禁止区域	17.0	平成13年10月	平成19年3月	鉛製散弾使用禁止区域から移行
猿飛湖指定猟法禁止区域	4.0	平成13年10月	平成19年3月	鉛製散弾使用禁止区域から移行
南崎津川指定猟法禁止区域	5.75	平成14年11月	平成19年3月	鉛製散弾使用禁止区域から移行
合計 5箇所	27.95			

第七 特定計画の作成に関する事項

1 特定計画の作成に関する方針

個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等が生じて人との軋れきが深刻化し、若しくは自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣、又は生息環境の悪化や分断等により地域個体群として絶滅のおそれが生じており、長期的な観点から当該地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があると認められる鳥獣について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ保護及び管理の目標を設定し、これに基づき個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策等の保護管理事業を総合的に進めることにより、科学的・計画的な保護及び管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図って、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

本計画期間中には、イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマの特定計画を策定している。

(第11表)

計画作成	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	計画の位置付け
令和3年度	農林作物等に甚大な被害を及ぼし、農業生産活動に大きな影響を与えているイノシシによる被害の軽減と個体数の安定的維持を図り、人との共存を図っていく。	イノシシ	令和4年度から令和8年度まで	県下全域	第二種特定鳥獣管理計画
令和3年度	農林業生産物及び森林生態系に被害を及ぼし大きな影響を与えているニホンジカによる被害の軽減と個体数の安定的維持を図り、人との共存を図っていく。	ニホンジカ	令和4年度から令和8年度まで	県下全域	第二種特定鳥獣管理計画
令和3年度	人身被害の回避と農業被害の軽減を図るとともに、ツキノワグマ地域個体群の長期にわたる安定的維持を図り、人とツキノワグマとの共存を図っていく。	ツキノワグマ	令和4年度から令和8年度まで	県下全域	第二種特定鳥獣管理計画

2 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

あらかじめ第二種特定計画における指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価方法、指定管理鳥獣捕獲等事

業の実施者等を可能な範囲で定める。

3 実施計画の作成

県及び鳥獣保護管理事業を行う市町村等は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象地域を更に区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画の作成を検討する。

4 計画の評価・見直し

設定された指標に対応するモニタリングにより、計画の目標の達成度を評価し、課題の抽出や改善策の検討を行う。それらの評価結果を踏まえて必要に応じて順応的に計画の見直しを行う。

第八 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

自然環境及び鳥獣保護に関する県民の意識が高まりつつあることから、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況及び生息数の推移等を把握し、鳥獣の保護及び管理と狩猟の適正化を推進するため、第12次鳥獣保護管理事業計画に引き続き、各種調査を必要に応じて実施するものとする。

また、県内の様々な鳥獣の生息状況等を継続的に把握していくため、関係団体等の協力を得て、長期的な資料の収集、分析に努めるものとする。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、生態、分布、繁殖の状況、出現の季節等を継続的に調査する。

調査に当たっては、希少鳥獣（オシドリ）保護調査、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉状況調査、鳥獣保護区の野生鳥獣生息状況調査等を行い、本県に生息する野生鳥獣の分布状況及び生息数等を把握するものとする。

(2) 鳥獣生息分布等調査

県内に生息する鳥獣の種類、生態、分布、繁殖の状況及び出現の季節等とともに、必要に応じて鳥獣の生態を調査するものとする。

調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査及び現地調査等とし、捕獲報告の活用も検討するとともに、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いるものとする。

また、本調査は継続的に実施するものとし、分布動向の変化を常に把握するよう努めるものとする。

(3) 希少鳥獣保護調査

県鳥であるオシドリの分布、生息数、生息環境、生態等を調査し、生息環境の変化、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、保護対策の検討に資する。

(第12表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
オシドリ	令和4年度～8年度	営巣地調査、水面全域カウント法	大沢池（鳥取市）、本庄池（岩美町）、糸録池（鳥取市）、坂前池（大山町）、日野川（日野町）	年2回

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉状況調査

ガン・カモ・ハクチョウ類一斉状況調査は、県内の渡来地について、その越冬状況等を明らかにするために種別の生息数や飛来時期等を調査するものとする。なお、毎年1月中旬に行う調査は、全国的な一斉調査日を基本として行うものとする。

(第13表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
多鯰池、湖山池、水尻池、日光池（鳥取市）、千代川（鳥取市ほか）、本庄池（岩美町）、東郷湖（湯梨浜町）、天神川（倉吉市ほか）、日野川、佐陀川（米子市ほか）、中海（米子市ほか）	令和4年度～8年度	水面全域カウント法	11月、1月（全国一斉調査）に実施 中海については、11月～3月の各月に実施

(5) 狩猟鳥獣生息状況調査

毎年、全狩猟者から捕獲した狩猟鳥獣の情報を収集して、狩猟鳥獣の生息動向を把握する。また必要に応じて、狩猟期間における出猟日数等の追加調査を検討するものとする。

(第14表)

対象種類	調査年度	調査内容、調査方法	備考
全狩猟鳥獣	令和4年度 ～8年度	狩猟の実態を把握するため、下記の事項を調査する。 ①捕獲場所（メッシュ番号） ②鳥獣の種類 ③鳥獣の数量 ④猟具の種類	

(6) 第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

生息状況等を把握し個体管理の参考とするため、またツキノワグマについては捕獲個体数を広域で管理するため、毎年、第一種銃猟及びわな猟狩猟登録者からツキノワグマ猟、イノシシ猟及びニホンジカ猟に関する出猟記録を回収し、生息動向等を把握するものとする。

(第15表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ及び ニホンジカ	令和4年度 ～8年度	分布調査（出猟記録の収集）、被害及び被害対策調査（聞き取り・被害情報の収集）、生息動向調査（生息数推定等）、密度指標調査（糞塊又は痕跡密度調査）、捕獲個体調査（※イノシシに限る。）	県内全域 通年
ツキノワグマ	令和4年度 ～8年度	分布調査（出猟記録、出没情報の収集）、被害及び被害対策調査（聞き取り・被害、痕跡情報の収集）、生息動向調査（生息数推定等）、捕獲個体調査（行動追跡、試料採取・分析）	県内全域 通年

(7) カワウ生息実態調査

県内全域の営巣地における季節毎の生息数や繁殖数を調査し、被害対策に関する検討材料とする。また、カワウは広域で移動するため、本調査結果について、中四国及び関西地域の自治体とも積極的に情報共有を図る。

(第16表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
湖山池、殿ダム（鳥取市）、天神川、松河原（倉吉市）、東郷池（湯梨浜町）、日南湖（日南町）、中海（米子市、島根県）他	令和4年度 ～8年度	ねぐら・コロニーにおける巣入り数・ねぐら利用個体数調査、繁殖実態調査	巣入り数・ねぐら利用個体数調査は年4回、繁殖実態調査は夏季に3回

3 鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査

鳥獣保護区等の指定、更新及び管理等を適正に行うため、既に指定されている鳥獣保護区等又は新規指定の候補地となる地域において、鳥獣の生息状況、生息環境及び被害等の調査を行う。なお、被害等の調査に当たっては、関係部局の協力を得るものとする。

(第17表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
扇ノ山、氷ノ山、芦津、沢川、打吹山、久松山、岩美、鷲峰山、高鉢山、三徳山、道後山、日南湖、鶴の池、オオタカの森	同一地を原則、隔年毎に実施	ロードサイド法（距離4km×幅40m）等により、春秋2回ずつ調査を行う。	その他必要な箇所は随時調査

(2) 捕獲等情報収集調査

鳥獣保護管理法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、指定管理鳥獣については科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報である捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、捕獲努力量、目撃数等の報告を求める。収集した捕獲等の情報から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

また、錯誤捕獲については、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、当該被害等を及ぼす主要な鳥獣について、被害等の発生状況、当該鳥獣の分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況及び生息環境等の調査を必要に応じて実施するものとする。

なお、被害状況等については、関係機関等の協力を得ながらその把握に努めるものとする。

(2) 調査の概要

(第18表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ヌートリア、ノウサギ、キツネ、タヌキ、ニホンザル、アライグマ、アナグマ、カラス類、スズメ、カワラバト（ドバト）、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、カモ類、サギ類	令和4年度～8年度	①被害発生状況調査 市町村単位での加害鳥獣別被害状況（被害作物別、被害面積・被害量・被害金額）調査 ②被害防除対策調査 市町村単位での被害防止柵等の防除対策調査	県内全域年間
カワウ	令和4年度～8年度	①胃内容物調査 ②河川の飛来数調査	県内3河川（千代川、天神川、日野川）流域

第九 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣保護管理事業を適正に推進するため、鳥獣行政担当職員の適正な配置を行うものとする。

(2) 設置計画

(第19表)

区分	現況			計画終了時			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
生活環境部緑豊かな自然課 自然環境保全担当	2人	3人	5人	2人	3人	5人	全県的な事務を所管
各総合事務所環境建築局環境 ・循環推進課		4人	4人		4人	4人	各総合事務所環境建築局等所管 区域の事務を所管
農林水産部鳥獣対策センター	4人		4人	4人		4人	全県的な事務を所管
各総合事務所農林局 農業振興課等		17人	17人		17人	17人	各総合事務所農林局等所管区域

(3) 研修計画

次表の計画のほか、必要に応じて市町村担当職員に対する研修会等を計画するものとする。

(第20表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物研修	国	適期	1回/年	全国	2人	野生生物保護管理に係る業務遂行に必要な専門的知識を習得する。	
野生鳥獣保護管理技術者研修会	国	適期	1回/年	全国	2人	野生鳥獣保護管理の専門的知識・経験を有する人材の育成、確保	

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

自然保護行政の適正かつ効率的な実施のために平成18年度に創設した「鳥取県自然保護監視員制度」により、鳥獣保護管理法第78条に基づく鳥獣保護管理員の業務と自然公園の監視業務を行う専門知識を持った自然保護監視員（会計年度任用職員）を総合事務所等に配置するものとする。

(2) 設置計画

(第 2 1 表)

基準設置数 (A)	令和 3 年度末		年度別新規配置計画							備考
	人員 (B)	充足率 (B/A)	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	計 (C)	充足率 (C/A)	
5 人	5 人	100%	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	5 人	100%	

(3) 年間活動計画

鳥獣保護管理員は、月に 17 日間勤務するものとする。

(第 2 2 表)

活動内容	実施時期												備考	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
鳥獣保護区等の管理	←												→	
狩猟取締り									←				→	
県民及び狩猟者の指導	←												→	
鳥獣保護思想の普及啓発	←												→	

(4) 研修計画

鳥獣保護管理員は、自然保護に係る研修ほか、鳥獣保護行政業務遂行に必要な知識、技術等の習得のため、積極的に関連する研修会の参加に努めるものとする。

(第 2 3 表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
自然保護等研修	県	適期	1 回以上/年	全県	5 人	鳥獣保護行政に関する業務遂行に必要な知識等の習得を目的とする。	この他、必要に応じて、行政担当職員向けの研修も受講する。

3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

(1) 方針

本県の鳥獣被害は依然として深刻な状況にあることから、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発生状況を踏まえた被害防止目的の捕獲や個体数管理の適正かつ効果的な実施及び地域住民への被害防止対策の普及等の活動を推進し、鳥獣の保護及び管理の担い手並びに鳥獣の保護及び管理に関し専門的知見を有する人材の育成と確保に努める。

また、鳥獣の保護及び管理の重要な担い手である狩猟者の減少及び高齢化が危惧されていることから、農林家の農林作物被害の自主防衛等に資するため、狩猟免許取得希望者に対して捕獲者養成講習を実施するなど、狩猟者の養成・確保に努めるものとする。また、鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成を図る。

(2) 研修計画

(第 2 4 表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生鳥獣管理技術者研修会	国	適期	1 回	全国	2 人	野生鳥獣の保護及び管理の専門的知識・経験を有する人材の育成、確保	県担当職員等
鳥獣被害対策等担当者研修	県	適期	1 回	県内	50 人程度	鳥獣保護管理法、鳥獣保護管理事業計画の解説、各種関連施策の推進等	県・市町村担当者
クマ出没対策研修会	県	適期	7 回	県内	会場収容人数	クマの生態・行動、遭遇回避対策の解説、第二種特定計画の周知等(出没・目撃情報の収集体制、錯誤・有害捕獲個体の調査・対応等)	県・市町村等関係機関・地域住民等

(3) 狩猟者の育成及び確保のための対策

平成 12 年度から実施している狩猟免許取得希望者に対する狩猟者養成講習会に加えて、新規狩猟参入者支援に資する助成制度の創設、狩猟者を対象としたハンター養成スクールの開講、安全狩猟のための狩猟者に対する安全講習会の開催等を実施する。

また、広く県民に向けて狩猟について広報するとともに、狩猟関連団体等が行う狩猟者確保に繋がる活動等を支援し、狩猟者の確保を図る。

(4) 鳥獣捕獲従事者等の育成確保のための対策

鳥獣の保護及び管理の推進のため、捕獲従事者を対象とした講習会を必要に応じて開催し、認定鳥獣捕獲等事業者や市町村の鳥獣被害対策実施隊の育成及び確保を図る。また、近年増加する市街地周辺への鳥獣の出没に対応する体制を検討する。

4 鳥獣保護管理の総合的な体制強化

傷病鳥獣の取扱いに関する県民の意見などを参考にしながら、科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理の総合的な体制強化、被害防止の目的での捕獲に当たり緊急対応を想定して麻酔銃猟等の特殊な技術を持った団体との連携強化等について検討する。

5 取締り

(1) 方針

狩猟による事故、鳥獣の違法捕獲及び違法飼養等を未然に防止するため、鳥獣行政担当職員、鳥獣保護管理員、狩猟団体、警察及び市町村が連携して指導取締りを行うとともに、狩猟者のマナーの向上を推進するものとする。また、飼養を目的とする鳥類の違法捕獲については、野鳥関連団体等とも連携を密にして、取締りを実施する。

(2) 年間計画

(第 25 表)

事 項	実 施 時 期											備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
狩猟取締り								←				→	
狩猟期前後の取締り							↔					↔	
密猟、違法飼養取締り	←												→

第十 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

カラス、イノシシ、カワウなどによる農林水産業等被害に加えて、ニホンジカの増加による森林生態系や、ヌートリア、アライグマ等の外来種による生態系被害等も顕在化しており、野生鳥獣による被害等は依然として深刻な状況にある。

このような状況の中で、イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマについて特定計画を作成し、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策について関係主体が連携し、総合的な推進を図ることが必要である。

また、特定計画の作成、実施による適切な鳥獣の保護及び管理を推進していくためには、専門的な知識、技術、経験を有する人材の育成及び確保が重要である。

狩猟は鳥獣の保護及び管理に重要な役割を果たしており、その担い手となる狩猟者は、高齢化とともに減少傾向にあったが、近年若者も含め狩猟免許所持者が増加している。しかし、狩猟免許所持者のうち狩猟者登録をしていない者も多数存在しているため、狩猟者登録の推進、捕獲技術の向上が必要である。また、若い世代が参画するための環境を整えるため免許取得者と市町村、地域住民との繋がりを図る体制が必要な状況となっている。

2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

該当なし

3 狩猟の適正化

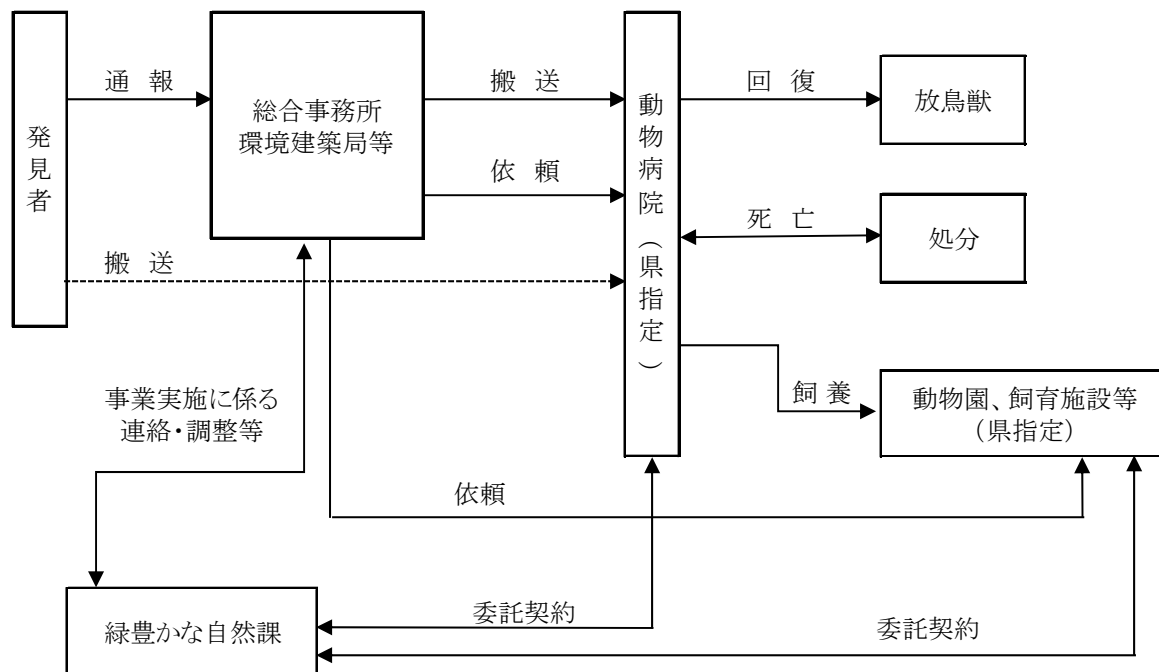
狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、鳥獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。

4 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 方針

傷病鳥獣については、基本的に人との関わりにより負傷し自力で生息できないものを対象とすることとし、県内全域を対象とした予察駆除対象鳥獣として指定された種及び外来生物法において特定外来生物に指定されているソウシチョウ、ヌートリア、アライグマ等及び第二種特定鳥獣については、救護の対象としないものとする。

(2) 救護体制



5 油等による汚染に伴う水鳥等の救護

大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が、互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ、連絡体制を整備する。

6 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査を始めとし、サーベイランス（監視調査）等を実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び県内の関係機関との連絡体制を整備する。野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの分野にまたがるものであるため、各機関が連携して対策を実施する。また、地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

野鳥や家さんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に務める。

異常な野鳥の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥や糞便調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

(2) 豚熱(CSF)、アフリカ豚熱(ASF)

平成 30 年に国内で 26 年ぶりに岐阜県で豚熱(CSF)が発生して以来、全国に感染が拡大してきている。令和 3 年 3 月には兵庫県、令和 4 年 3 月に広島県、山口県で野生イノシシの感染が確認されたことから、家畜衛生部局等を中心に農場での感染防止対策に加え、県境付近での野生イノシシの感染確認検査等サーベイランスの徹底を行う。また、県内で感染が確認された場合には、迅速かつ的確な初動防疫対応によりまん延防止及び早期終息を図るため関係省庁、周辺府県、関係市町村、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進する。

なお、捕獲を実施するにあたっては、県や市町村から狩猟者や捕獲従事者に対し、「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年 12 月環境省・農林水産省公表）」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。本県における具体的な対応については、鳥取県 CSF 防疫対策マニュアル（令和 2 年 1 月 31 日）に基づき実施する。

また、野生イノシシが豚熱(CSF)ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につなげるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係市町村、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。

アフリカ豚熱(ASF)については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱(ASF)ウイルスが我が国に侵入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。また、国内でアフリカ豚熱(ASF)の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、発生時の対応体制を整えておく。

(3) その他感染症

県内では、県東部を中心にダニにより媒介される日本紅斑熱が報告されており、平成 29 年以降は県中西部でも報告されている。さらに致死率の高い SFTS（重症熱性血小板減少症候群）も令和 2 年に初めて県内で報告されている。ニホンジカ生息数の増加に伴いダニ等が増加し、ダニが媒介する感染症の増加も危惧されることから、関係機関のより一層の連携強化を図る。

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応について検討する。

例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、既に国内での感染者が見られている人獣共通感染症、ウエストナイル熱等のこれまで国内での感染はないが国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた注意喚起等や、関連機関との情報共有に努める。

7 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

① 方針

鳥獣保護思想の普及啓発については、市町村、学校及び関係者・団体等の理解と協力を得て行うこととし、愛鳥週間（5月10～16日）を中心に愛鳥週間ポスターコンクール等の行事を通じて、地域の生物多様性及び自然環境の保全に係る意欲増進を図るものとする。

傷病鳥獣の保護については、基本的に人とのかわりにより負傷し自力で生息できないものを対象とし、野鳥のヒナについては拾わないよう積極的に啓発するものとする。

② 事業の年間計画

(第 2 6 表)

事業内容	実施時期												備考		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
愛鳥週間ポスターコンクール	←		→										←	→	
野生動物のすみかコンクール	←						→						←	→	
愛鳥モデル校の育成	←														→
傷病鳥獣の保護・啓発	←														→

③愛鳥週間行事等の計画

(第27表)

	令和4年度～8年度	備考
愛鳥週間行事	愛鳥週間ポスターコンクール入賞作品の巡回展示	県内各地で探鳥会等を実施

(2)安易な餌付けの防止

鳥獣の安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害を誘引、助長し、個体間の接触が進むことにより感染症の拡大、餌付けを行った者による感染症の伝播等を誘因することとなり、生態系や鳥獣の保護及び管理への大きな影響が生じるおそれがある。よって、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、観光等に利用するための餌付けも含め、安易な餌付けの防止を図ることとする。

なお、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣による被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等を積極的に推進するものとする。

また、希少鳥獣の保護のために行われる給餌についても、人身被害の防止、農林作物被害の誘引、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大、伝播につながらないように十分な配慮を行うものとする。

さらに、不適切な生ゴミの処理や未収穫作物の放置は、結果として鳥獣への餌付けにつながり、鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害、場合によっては人身被害の発生の誘引になることから、鳥獣の生息状況を踏まえながら、その防止について、地域社会等での意識啓発に努めるものとする。

(第28表)

重点項目	実施時期											実施方法	対象者		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			3月	
普及啓発	←												→	広報、学習会等	県民 (地域住民等)

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等、猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥の森等の整備

探鳥会の開催等により県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等を整備するよう努める。

現在、野鳥の観察施設には、大山オオタカの森(大山町豊房地内・県設)、米子水鳥公園(米子市彦名新田地内)、オシドリ観察小屋(日野郡日野町根雨地内)等がある。

(第29表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
大山オオタカの森	平成15年度	西伯郡大山町豊房	104.5ha	小広場(6箇所)、観察路(W=3m, L=1,700m)		自然観察会などのフィールドとして活用	鳥取県(鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例)
米子水鳥公園	平成7年度	米子市彦名新田	28.8ha	ネイチャーセンター(木造2階建て974m ²)ほか	展示室、研究室、展望ホール、観察ホール、視聴覚室、会議室等	一年を通して様々な生き物の営みが観察できる拠点	米子市((財)中海水鳥国際交流基金財団)
オシドリ観察小屋	平成6年度	日野郡日野町根雨	75 m ²	観察小屋(令和4年度年移転)	スコープ等	オシドリの観察	日野町

(5) 愛鳥モデル校の指定

①方針

小中学校の児童・生徒の情操教育の一環として、愛鳥思想の普及啓発を図るため、愛鳥モ

デル校を県内に 13 校指定することを目標とする。

②愛鳥モデル校の活動等

- 1) NPO 法人日本野鳥の会鳥取県支部等と連携し、愛鳥活動（探鳥会、巣箱作り等）を実施。
- 2) 愛鳥週間ポスター、野生動物のすみか（巣箱）等コンクールへの応募。
- 3) 県は、愛鳥啓発冊子の配布及び資材の供与等により活動を支援する。

③指定計画

(第 30 表)

区 分	令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度			令和 7 年度			令和 8 年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校	6	0	6	6	1	7	7	0	7	7	1	8	8	0	8
中学校	2	1	3	3	0	3	3	1	4	4	0	4	4	1	5
計	8	1	9	9	1	10	10	1	11	11	1	12	12	1	13

(6) 法令の普及徹底

①方針

県民に関係ある事項や、法改正により追加、変更された以下の事項等については、県のホームページ、県広報誌及びパンフレット等により、その周知徹底を図るものとする。

- 1) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制制度（鳥獣保護管理法第 12 条第 1 項に基づくかすみ網の使用、鳥獣保護管理法第 16 条に基づく捕獲目的の所持及び販売等の規制並びに鳥獣保護管理法第 12 条第 1 項に基づくとりもち、とらばさみ等の使用規制等）
- 2) 鳥獣飼養登録制度、鳥獣等の輸入等の規制
- 3) 鳥獣保護区、指定猟法禁止区域、特定猟具使用禁止区域等
- 4) 捕獲物又は採取物の放置の禁止等に捕獲に関する留意事項

②年間計画

(第 31 表)

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対象者	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月			
鳥獣の捕獲等制度	←							↔				↔	→	広報誌等による周知	一般県民 小鳥等販売業者 狩猟者等
鳥獣飼育許可制度	←												→		
鳥獣捕獲規制区域	←												→		
捕獲物の放置禁止等捕獲に係る留意事項	←					↔						↔	→		

